

感染拡大予防
ガイドラインを
遵守しながら

文化芸術公演支援事業

県内文化施設で文化芸術公演を実施した利用者に
施設使用料の1/2を支援します！！

概要

コロナ禍における文化芸術公演を支援するため、感染防止対策を実施し、県内文化施設で文化芸術公演を行った利用者に施設使用料の1/2を支援するもの。

支援金の対象者と補助額

◎ 対象者

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会)および各施設のガイドライン(策定されている場合に限る。)に則った感染拡大防止対策を実施し、公演を行った施設の利用者
(対策例)

□ 消毒の徹底 □ マスク着用の確保 □ 検温の実施 □ 参加者の把握 □ 大声の抑止 等

◎ 補助額

施設使用料(付帯設備利用料金は除く)の1/2

対象施設

◎ 滋賀県内に所在する劇場・音楽堂等

※裏面に掲載しています。

対象公演

◎ 以下の全てを満たす公演等

- ・ 文化芸術(文化芸術基本法第8～12条に規定されているものに限る)公演および当該公演に伴う練習
- ・ 令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)までの間に実施する公演

申請概要

- ・ 受付期間: 令和2年11月13日(金)～令和3年3月3日(水)
(令和3年3月1日～3月28日に実施する公演は事前申請となります。)
- ・ 申請先: 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜15-1
公益財団法人びわ湖芸術文化財団

※詳細は「申請要項」に記載しています。

◎お問い合わせ先
「文化芸術公演支援事業」事務局
(公益財団法人 びわ湖芸術文化財団 内)

電話 : 077-523-7133
営業時間 : 9時00分～12時00分
13時00分～17時00分
毎週火曜日(祝日の場合は翌日)
および12/29～1/3を除く